

第三者評価結果

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
【A1】	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者の自己決定を尊重するエンパワメントの理念にもとづく支援を行っています。作業室では、工程毎に色の異なるテープを床に貼り、動線をより短くかつ明確化しています。作業台に星座名をつけ、ホワイトボード上の部屋の見取り図にも明示するなど、部屋の「構造化」と「見える化」を行いました。作業室の環境の整備により、職員が同じ指示を繰り返す場面も減り、利用者がより主体的に作業に取り組むことが可能となりました。</p> <p>また利用者への関わり方では、できないことへの叱責ではなく、できたことや良い所に注目しながら、「気持ちのよい関わり」を心掛け、利用者のエンパワメントを行っています。声掛けの仕方については、周囲の利用者も気持ちよく活動ができているかどうか、をひとつのバロメーターとして工夫しています。</p> <p>利用者一人ひとりへの配慮が、個別支援や取組を通じて具体化が難しい状況ですが、月1回、利用者ミーティングを実施しています。今年度は、利用者による「生活のガイドライン策定委員会」を立ち上げ、9項目に及ぶ生活のルールガイドラインを作成しました。</p>		
A-1-(2) 権利侵害の防止等		
【A2】	A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	c
<p><コメント></p> <p>権利侵害の防止に向けた取組みとしては、日常の支援場面で、職員に対し気づきを促しています。職員会議では利用者を叱る場面も権利侵害につながりやすいことを伝えるなど、職員各自が支援を振り返る機会を設けています。権利擁護をテーマとした研修会には非常勤職員を派遣しました。身体拘束に関しては、法人のマニュアルに緊急やむを得ない場合の手続きと実施方法を定めています。</p> <p>施設では利用者状況に鑑みて、身体拘束を要する場面は想定しにくく、利用者に周知していません。職員間に権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組の認識が薄くなっています。そのため会議等の場面で、他の事業所で発生した権利侵害の事例を挙げながら、職員への注意喚起を図っています。権利侵害が発生した場合に再発防止策を検討し、理解のもとで実践する仕組みが明確化されていません。</p>		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
【A3】	A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設においては、利用者の自律・自立生活に向けた支援に力を入れています。職員も高い意識を持ち、個々に応じた支援に努めています。利用者の生活支援においては、家族との個別面談のほか連絡ノートの作成や、家族を交えたカンファレンスの実施など、家族との連携に努めています。関係機関との連携では障害者就業・生活支援センター等と情報交換を行うほか、集中的な支援を要する独居のケースでは、生活支援、相談支援、訪問医療、訪問介護等の事業所と連携しています。定期的な家庭訪問を交代で行うなど、関係機関が協働で利用者の生活を支える取組みも行いました。</p> <p>一人ひとりの望む暮らしの実現に向けては、単独の事業所で取り組まず、フォーマル、インフォーマルを含む活用可能な社会資源を最大限動員し、ネットワークで支えるしくみが重要であると考えています。</p>		

【A4】	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>障害特性から口頭でのコミュニケーションが苦手な利用者については、作業工程や作業内容を分かりやすくするため視覚的な情報提供の方法等を工夫しています。作業室の「構造化」を図るなどの環境整備に努めています。言語が不明瞭であるなど、コミュニケーションに困難を抱える利用者については、「話をしたい」という本人の気持ちを大切にしながら支援を行っています。</p> <p>家族の協力の下、地域の専門機関との連携を図っています。言語聴覚士(ST)等の専門職の活用も視野に、利用者への専門的支援の提供を目指しています。現在コミュニケーション機器の活用を要する利用者の在籍はありません。</p>		
【A5】	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>全ての利用者について、半年に1回、定期的な個別面談の機会を設けています。利用初年度の利用者については、必要であれば3か月に1回、個別面談を行います。利用者に対しては「いつでも話したいことがある時には話をしてほしい」と伝え、希望に応じて随時、相談の機会を設けています。</p> <p>管理者や主任クラスの職員に相談を希望しても、実際には時間の確保が困難な場合も多く、ジレンマとなっています。今後に向けては、相談の意思を表明することが困難な利用者向けに、相談を希望する意思をカードで示す仕組みも検討予定です。</p>		
【A6】	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>一般就労などステップアップを目指す、「チャレンジコース」を支援しています。在宅から第1歩を踏み出し、無理のないペースでじっくり取り組む「ゆっくりコース」も準備し、個別支援計画に基づく支援を行っています。作業内容は、メール便の仕分けと配達、住宅補修関係の部品のノズルのバリ取り、フェライトコアをケースにはめ込む作業、商品の袋へのラベル貼りがあります。近隣の寺の清掃や仏具磨きなど、新たな支援メニューも開拓しました。多様な作業種を準備し、各利用者の担当業務はローテーションさせています。個々の適性を見極めながら、利用者が主体的に取り組める様に作業環境を工夫し、職員手づくりの補助用具も用意しました。</p> <p>レクリエーションの企画では、利用者の意向にもとづくレクリエーションが提供できていません。利用者からの発案が難しい際には、職員からも新たな発想での提案を心掛け、今までにない体験による新たなニーズの広がりを目指しています。</p>		
【A7】	A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>個々の障害に応じた適切な支援を行うために、職員は支援会議等において支援内容・方法について検討し、必要に応じて見直しを図っています。職員が適切な支援を行うためには、前例踏襲や経験則ではなく、専門的知識の習得による職員の「専門性」の向上が重要であると考えています。</p> <p>利用者の不適応行動などの行動障害に個別的かつ適切な対応は難しい状況です。専門的支援に向けた研修の一環として東京都内や横浜市内で先駆的取組みを行う就労継続支援B型や就労移行支援施設の見学を行いました。そのほか、非常勤職員を積極的に研修会に派遣し、「自閉症スペクトラムの理解と支援」をテーマにした研修にも参加しました。</p>		
A-2-(2) 日常的生活支援		
【A8】	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的生活支援を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>施設において、個別支援計画に基づく食事、入浴、排泄、移動・移乗の支援対象者の在籍はありません。</p>		

A-2-(3) 生活環境		
【A9】	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>1階と2階の作業室は、それぞれ動線の確保に留意した安全で効率的な作業環境が工夫されています。各利用者の使用する道具類は作業室内の各自のロッカーに整理されています。利用者が安心して安全に作業に集中できる様に、パーテーションを効果的に設置しています。どこで何をするのか、作業場所、作業工程、作業内容などを視覚的に理解しやすくする施設内の「構造化」や「見える化」に努めています。</p> <p>体調不良の際や、クールダウンを要する際は、静養室で休息をとることが可能です。今後に向けては、必要なパーテーションを増設し、音や視覚的に過敏な利用者への更なる環境整備や、防音対策などプライバシーに配慮した相談室の整備なども検討していく予定です。</p>		
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練		
【A10】	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>施設では、機能訓練、生活訓練は行っていません。</p>		
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援		
【A11】	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>職員は支援場面において、常に利用者の健康状態の把握に努め、普段とは異なる利用者の言動等に留意しています。気になる変化等を発見した場合には速やかに職員間で情報共有を行い、対応を図ることとしています。</p> <p>利用者の服薬管理については自己管理としていますが、特に配慮を要する利用者に関しては、服薬状況を把握し緊急時に備えています。医師又は看護師等による健康相談や健康面での定期的説明の機会はなく、利用者の体調変化等における医師などとの手順・対応を文書化して決めていません。サービス提供中の急病・けが等の対応については、重要事項説明書において、速やかに緊急時連絡先(家庭等)と連絡をとること、必要に応じて救急隊等と連絡をとり対応をとることなどを定めています。</p>		
【A12】	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<p><コメント></p> <p>医療的な支援の実施が無い為「非該当」とする。</p>		
A-2-(6) 社会参加、学習支援		
【A13】	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画書においては、「自己実現を目指す場」としての活動も位置付けています。利用者が地域社会のあらゆる活動に参加でき、生きる喜びや充実した人生を送れるよう支援を提供することとしています。昨年度は四半期に一度のレクリエーションを実施し、スポーツレクや散策、忘年会など余暇の提供を行いました。</p> <p>レクリエーション等の企画では、利用者からの発案に加え、職員からも新たな発想での提案を心掛けています。利用者にとって今までにない社会参加や経験を重ねる機会を提供することで、本人のニーズの広がりを目指しています。区の自立支援協議会の取組みである「みんなの居場所づくり委員会」の参加により、地域との交流の場を提供していくこととしています。</p>		

A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
【A14】	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<コメント> 施設では、積極的な営業活動や作業室内の「構造化」などにより、生産性の向上や工賃アップの実現を図っています。地域生活を支える関係機関との良好な関係を構築し、利用者の地域生活への意識や意欲を高める支援に努めています。就労援助センター等と協働し、他事業所への実習や見学を行った結果、内1名は、アルバイトにつながり、雇用契約も結ぶことができました。 近隣企業に定期実習を行った利用者は、経験を積み、賃金を受け取る段階に至っています。更に近隣の他法人の事業所10カ所と共同で作業を受注することができました。その結果、施設間のネットワークが構築され、作業情報の共有により新たな仕事につながるケースもあり、様々な取組みが利用者の地域生活支援に好循環を生み出しています。		
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
【A15】	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	b
<コメント> 利用者支援にあたっては、家族のコンセンサスを得ながら進めることが重要であると考えており、家族と意見交換をしながら双方向の取組みを目指しています。重要事項説明書には、事業所運営やその他、悩み事等について家族の相談を受け付ける旨明記しています。 利用者の生活状況等について、定期的に家族等への報告を行っていませんが家族の抱える不安についての相談に応じています。必要に応じて家族や区の担当者を交えたカンファレンスも実施していますが、利用者の体調不良や急変時の家族等への報告・連絡ルールは文書化していません。更に成年後見人制度についても話題とし、制度利用につなげています。		

A-3 発達支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 発達支援		
【A16】	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 事業の特性上「評価外」です。		

A-4 就労支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 就労支援		
【A17】	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	
<コメント> 事業の特性上「評価外」です。		
【A18】	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	
<コメント> 事業の特性上「評価外」です。		
【A19】	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	
<コメント> 事業の特性上「評価外」です。		